住宅用家屋証明申請書（兼証明書）

租税特別措置法施行令　　（イ）第４１条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（a）新築されたもの

(b)　建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c)　新築されたもの

(d)　建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

（e）　新築されたもの

(f)　建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの

（a）　第４２条の２の２に規定する特定の増改築がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b)　(a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年　　　月　　　日

時津町長　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 証明申請者（租税特別措置法第７２の２、第７３条、第７４条、第７５条関係） | |
| 申請  「新築・取得して居住する個人」（住民票の写しのとおり） | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　（押印省略可）  印  （電話　　　　－　　　　－　　　　） |
| （代理人）  委任を受けた者が  申請する場合 | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名  印  （電話　　　　－　　　　－　　　　） |
| 所在 | 西彼杵郡時津町　　　　　郷　　　　　番地 |
| 家屋番号 | 番 |
| 構造 |  |
| 区分建物の耐火性能  （区分建物である場合に記入） | （１）耐火又は準耐火　　　　　（２）低層集合住宅 |
| 床面積  （住宅用部分50㎡以上であること） | ㎡ |
| 建築年月日 | 年　　　月　　　日　新築 |
| 取得年月日 | 年　　　月　　日　　　取得の原因（移転登記の場合）  （１）売買　　（２）競落 |
| 申請者の居住 | （１）入居済　　（２）入居予定（別添「申立書」のとおり。） |

上記の家屋が、租税特別措置法施行令の規定に該当するものであることを証明します。

年　　　月　　　日

時津町長